

広島市歯科医師会だより

社団法人広島市歯科医師会

第 63 号

(H24.7.10)

今月のトピックス

広島東洋カープ 観戦の集い	1 ページ
巻頭言 南区支部 中西 保二	2 ページ
行事報告	
保険講習会	4 ページ
第 104 回 臨時総会	5 ページ
第 7 回ホームページ運営委員会	6 ページ
平成 24 年度第 2 回支部長・副支部長会	6 ページ
第 3 回学校歯科保健のあり方検討委員会	7 ページ
執行部より	
8020 推進財団より平成 23 年度歯科保健活動事業について助成交付を受ける	7 ページ
支部便り	
中区支部	8 ページ
南区支部	8 ページ
各部からの報告	
学術部	9 ページ
保険・医療対策部	10 ページ
情報調査部	11 ページ
広報部	18 ページ
会員ひろば	
スタディーグループ「広島あすなろ会」	19 ページ
6 月定例理事会報告	22 ページ

広島東洋カープ 観戦の集い, (vs阪神タイガース)



プロ野球もいよいよ終盤戦ですね。
本会では、会員相互の親睦を図るため、
4月に続き「広島東洋カープ観戦の集い」を企画いたしました。
今回はタイガース戦です！
観戦を希望される先生は、参加申込書に必要事項をご記入の上、
FAXにてご返信ください。
多数の皆さんのご応募をお待ちしています。

記

日時 平成24年8月26日(日) 18時試合開始(ナイター)
場所 MAZDA Zoom-Zoom スタジアム 広島
(南区南蟹屋2-3-1)
3塁側 ラグジュアリーフロア
試合 広島東洋カープ VS 阪神タイガース
参加資格 会員 及び ご家族
参加会費 1人 5,000円(入場券 + フードプラン)
定員 50名(各医療機関で5名まで、ご家族のみ)
締切 8月10日(金)
申込方法 申込書に必要事項をご記入の上、事務局あてにFAXにて
お申し込みください。(FAX 245-8317)

追記

- 1) 応募者多数の場合は、抽選といたします。
(人数調整をお願いすることもあります)
その場合は、入場券発送をもって当選のご連絡とさせていただきます。
- 2) 前日(25日)までのキャンセルは、参加会費全額負担となります。
- 3) 3歳以上は、1名様としてカウントします。
- 4) 参加会費は、先生のご指定の口座(県歯会費等差し引き口座)より自動引き落としさせていただきます。

巻頭言

(広島県歯科医師会代議員の巻)

三学の教え

早いもので南区支部の県歯代議員を引き受けて12年が、経過した。あと1年の任期を最後まで努めたいと思う。私が、代議員になった当初、質問者は、少なく勇気を出して質問をしたことを覚えている。最近では、事前質問があり私を含め数人の先生が質問をしている。代議員会が、少しでも活発になったことはうれしい限りだ。広島市各支部代議員の皆さん!2年間の

南区支部 中西 保二

任期中に1度は、支部から選出された代表代議員として質問をして欲しいと思うが如何でしょうか?特に、今後県歯の総会が、代議員会となり代議員の質がきわめて重要になることから、会員の代弁者としての自覚を代議員の方々に是非、持っていただきたい。

さて、私が歯科医師になって40年近くになる。開業をして30数年、以来診させて

いただいた患者さんは約2万人。そして退職者を含め、60名以上のスタッフに支えられて診療を続けられたことに、心から感謝している。

自身では、3人の子供は成人し自立。いつの間にか孔子の「六十にして耳従う」歳を迎えた。これからは、「七十にして心の欲するところに従いてのりを超えず」を目標にして、無理をせず、楽しく心から本当にやりたい事を続けて行こうと思っている。

佐藤一斎の著書「言志四録」に、「少にして学べば即ち壮にして為すこと有り、壮にして学べば即ち老いて衰えず、老いて学べば、即ち死して朽ちず」という「三学の教え」がある。これは、「少・壮・老」それぞれの人生の時期すべてに学ぶべき意義があると説いている。老いて尚、学び続けることが、気力と体力の源泉となり、長生きに導いてくれると私は確信し、現在「壮」より「老」にさしかかり、寝たきりでネンネコロリになって周囲に迷惑を掛けないう、自宅の道場「保仁館」にて自分に叱咤激励しながら毎朝、打ち込み台を相手に剣道の一人稽古や股関節を意識した股割トレーニングに励んでいる。最近、やっと前屈でお腹が床に着くようになった。大学時代の恩師 剣道範士八段近藤利雄先生は、96歳でお亡くなりになったが、筋肉は年を取っても成長すると言われ、晩年になってもなお、股関節のトレーニングをされていた。何事も継続は力なりである。

小学校1年生から剣道をはじめて4年生で父が亡くなり、剣道を中断したが、高校から剣道部に入り再開した。現在まで50年間剣道をしていることになる。「生涯継続して実践できるものに出会うことは宝物だ」

私の1週間は、仕事を終えた後、生涯剣道を目指しておられる剣道教士7段石井靖干先生(85歳)と剣道3段松下充成さん(44歳)の3人で直心影流法定の型そして日本剣道形刃挽きの稽古、養心館の剣児との稽古、広大医歯薬学部剣道部師範としての稽古、そして自宅の道場で小学生を中心とした稽古と本業以外にも充実した生活を送っている。生きがいを持つことがこんなに素晴らしいものとは、若い頃には全く感じることはなかったが、今はこんなに毎日が充実して、楽しい時間を過ごす剣道という宝物に出会えた事に感謝している。

卒寿まで診療を続けられた総義歯の大家、故 横田 亨先生(大分県日田市)から平成2年の総義歯の研修会で、「夢想究意」という言葉を色紙としていただいた。夢にまで見て想うくらい、何事も逃げ出さないで意欲を以て研究し創意工夫せよとの言。今でも、自分への箴言として大切に診療室に掲げている。歯科医師として仕事の面でも、卒寿まで天職を全うされた横田 亨先生を見習い、メタボにならないよう食生活に留意しながら生涯現役を目指して行きたい。



広島大学医歯薬剣道部の皆さん



江波養心館剣児の皆さん



股関節ストレッチ



娘と日本剣道形を演武

行事報告

保険講習会

6月5日、県歯会館ハーモニーホールにて「平成24年度改定の要点」と題し広島市歯科医師会保険講習会が開催された。

講師は県歯保険部より片山巖保険部

長、森本進常務理事をお迎えし、今改定の要点や請求上の注意点についてわかりやすくご解説いただいた。

講習会には200名弱の会員が参加し熱心に聴講された。



講師の森本進常務理事と片山巖保険部長

第 104 回 臨時総会

日時:6月16日(土)午後3時
場所:県歯会館 6階「ハーモニーホール」
議長 東区支部 野坂寛
副議長 中区支部 小田浩
議事録署名者 西区支部 福島一則
南区支部 大出和宏

広島市歯会第104回臨時総会は、会員52名の出席のもと、山本智之専務理事の開会の辞によって開会しました。土江健也会長より「公益法人制度をめざす上での一般社団法人移行のため、定款および諸規定の改正を求めます。会員の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りたい。」との挨拶がありました。

議事では、山本専務理事の会計収支決算の報告・承認に続いて熊谷宏副会長より一般社団法人移行に伴う定款諸規定の改正点について説明がありました。参加会員より疑問点・要望など活発な意見が出され審議が進み、すべての議案が、原案通り可決承認されました。

川原正照副会長の閉会の辞により閉会した後、来期より外部監事に就任予定の合同総研代表取締役篠原敦子氏が紹介され、続いて懇親会が行われました。

承認された議事については以下の通りです。

議 事

- 第1号議案 平成23年度一般会計収支決算並びに財産目録の承認を求める件
- 第2号議案 平成23年度会館維持特別会計収支決算について承認を求める件
- 第3号議案 平成23年度医事対策特別会計収支決算について承認を求める件
- 第4号議案 一般社団法人移行に伴う社団法人広島市歯科医師会定款改正案について承認を求める件
- 第5号議案 一般社団法人移行に伴う社団法人広島市歯科医師会定款施行細則の新規制定案について承認を求める件
- 第6号議案 一般社団法人移行に伴う社団法人広島市歯科医師会の規程改正案について承認を求める件
- 第7号議案 一般社団法人移行に伴う社団法人広島市歯科医師会会員種別規程の廃止について承認を求める件
- 第8号議案 一般社団法人移行に伴う社団法人広島市歯科医師会別途積立金規程の廃止について承認を求める件
- 第9号議案 社団法人広島市歯科医師会職員就業規則改正案について承認を求める件
- 第10号議案 社団法人広島市歯科医師会職員給与規程改正案について承認を求める件
- 第11号議案 社団法人広島市歯科医師会職員退職手当規程改正案について承認を求める件
- 第12号議案 その他の案件



総会の様子

第7回ホームページ運営委員会

6月18日(月)午後7時30分から本会会議室にて標記委員会が開催された。はじめに報告事項として、広島市歯科医師会ホームページの修正についての報告を行いました。

次に協議事項として、一般向けサイトにおいて、広島市歯科医師会について健診

などのご案内、お知らせ、入会案内について、また、会員向けサイトにおいて、会員へのお知らせ、最新情報、行儀予定などについて協議を行い、次回もう一度最終案について協議を行うことになりました。

平成24年度第2回支部長・副支部長会

6月20日(水)午後7時30分より本会会議室において標記会議が開催され、執行部からは三役と本山理事が出席しました。

会長挨拶の後、今後起こりうる災害時への対応のため、「広島市域歯科医師会災害時医療救護体制検討委員会(仮称)」の設置への対応について、担当の本山理事から説明がありました。ついで各支部からの報告、協議が行われました。

支部報告

中区支部

4月19日 入会希望者面談(9月開業予定)

4月24日 中区支部理事会

5月10日 新入会支部説明会

5月18日 中区地域保健対策協議会

6月7日 入会希望者面談

6月14日 中区支部班会、ソフトボールチーム結団式

(予定)

6月29日 新入会支部説明会

東区支部

4月21日 東区在宅医療を考える会

5月26日 安芸歯科医師会との打合わせ会

6月4日 東区地域保健対策協議会

6月7日 東区子育て交流ひろば運営協議会

南区支部

6月6日 広島市南区地域保健対策

協議会 第1回常任理事会・理事会 牛尾剛二 新会長

6月12日 健口生活手帳(南区の食“風土”を考える会 作製)を全南区会員に配布

6月19日 マツダ病院 歯科・口腔外科部長 坂本哲彦氏と南区支部との連携について協議

(予定)

7月6日 県病院ビアパーティー

10月14日 南区ボランティアフェスティバル

西区支部

5月21日 広島市西区地域保健対策協議会

6月14日 西区支部会

続いて協議に移り、各支部で開催されるイベントへの業者の参入について話し合われましたが、各区支部の責任で対応することとなりました。次に、ソフトボール大会支部連絡会の開催日程ならびに練習日の日程について話し合われました。また、各区支部におけるさまざまな講習会・講演会などへ出務する際の、講師の選定方法やその際の講師への出務手当などについて、各支部間でのバラツキを無くしていくよう引き続き協議することとなりました。

最後に、川原正照副会長の閉会の辞で終了しました。

第 3 回学校歯科保健のあり方検討委員会

6月25日(月)午後7時30分から本会
会議室にて標記委員会が開催されました。

はじめに大出委員長より前回の委員
会の報告が行われました。

次に協議事項として、学校歯科医の任
期制及び活動報告書について、学校検

診時の環境整備及び検診レベルの均一
化、学校歯科医協議会の在り方について、
出務手当について、及び嘱託歯科医の
定年制について幅広く協議を行いました。

最後に次回委員会を8月27日(月)に
開催することにし、閉会しました。

執 行 部 よ り

8020 推進財団より平成 23 年度歯科保健活動事業について

助成交付を受ける

広島市歯科医師会(荒谷恭史公衆衛生
担当理事)は、8020 推進財団平成 23 年
度歯科保健活動事業に助成申請(事業
名:特定高齢者を対象とした歯科診療所
における口腔機能向上のサービスの効果
に関する調査研究事業)し、数多くの応募
の中から第一次審査及び第二次審査を
経て採択され、助成交付を受けました。

本事業では、これまで口腔機能向上の
サービスの実績があった歯科診療所に調
査票を送付し、口腔ケアアセスメント結果
票とともに回収し、事後アセスメントまで終
了した 51 人を対象に調査分析を行いました。

結果は、歯科診療所で実施された口腔
機能向上のサービスは基本チェックリスト

3 項目及び事前・事後アセスメント項目に
すべてにおいて改善が認められ、高齢者
の「食べるたのしみ」の実現に向けて十分
に期待できるものであり、口腔の専門職
である歯科医師や歯科衛生士がサービス
に適切に関わることの重要性が示唆され
ました。さらに、歯科治療の同時実施の有
無とサービスの効果については、歯科治
療併行群とサービス単独群を比較すると、
歯科治療併行群の方が改善する人の割
合が高い傾向にありました。その一方、地
域包括支援センターと連携してサービス
を実施している歯科診療所は、現時点で
は限定される傾向があり、今後の重要な
課題であることがわかりました。

支部便り

中区支部

中区支部ソフトボール大会結団式

6月14日(木)午後7時30分より、中区富士見町の「マリオズ・バー&ダイニング」にて、標記結団式を行なった。波田佳範支部長の挨拶で、今回参加予定であった石井みどり参議院議員からの応援メッセージを読み上げた。また去年は、Cクラス優勝を果たし、今期は、Bクラス優勝を目指して、更なる団結を深め、怪我のないようにがんばって行こうと誓い合った。中1班の後藤真也班長の乾杯の音頭により懇親会となった。そして、今年の健闘を誓い合ったのであった。



南区支部

広島市南区地域医療保健対策協議会

平成24年度第1回理事会開催

日時 6月6日午後7時15分

場所 南区役所別館 4階

開会 牛尾剛士 広島市南区医師会会長

報告

1.平成23年度事業報告、収支決算

2.健口生活…手帳の作成(南区の食“風土”を考える会)

協議

1.第13回ボランティアフェスティバルについて

2.平成24年度市民公開講座の開催

3.南区防災システムの見直し



左から

岩田勇次南区厚生部長

宮迫英樹南区厚生部医務監(センター長)

住田雄二南区区長

杉直子南区厚生部健康長寿課長

各部からの報告

学術部

<救急要請ファクス>気づかず15時間放置 広島市消防局

毎日新聞 6月21日(木)11時33分配信
広島市消防局が5月、同市東区の聴覚障害者の男性が体調不良を訴えて送った救急要請のファクスを約15時間、放置していたことが分かった。勤務していた職員9人は、別の救急業務などに追われて気づけなかったという。男性は自然回復して命に別条はなかった。消防局は9人を口頭で嚴重注意した。

消防局によると、ファクスは5月5日午後5時55分ごろ、同市中区の通信指令室に届いた。「気分悪いです(息が苦しい)」という直筆の文章のほか、住所と名前、電

話番号が記されていた。勤務交代時の6日午前8時45分ごろ、職員がファクスに気づき、救急車を出動させたという。

消防局は87年、電話で通報するのが難しい聴覚障害者のため、ファクスによる通報システムを始めた。受信時に通信指令室の専用ブザーが30秒間鳴り、ランプも点灯する仕組み。消防局は今回の問題を受け、ファクス機のそばに回転灯を設置する再発防止策を取った。水落勝警防課長は「あってはならない事案。深くおわびする」と話した。【中里顕】

<インプラント>歯科医6割「トラブル」…学会が指針作成へ

毎日新聞 6月25日(月)0時26分配信
あごの骨に金属製の人工歯根を埋め込んで人工の歯を取り付けるインプラント治療で、治療している歯科医の6割が何らかのトラブルを経験していたことが、日本歯科医学会の初めての全国調査で分かった。手術設備や治療前の検査にもばらつきがあった。同学会は調査結果を基に、インプラント治療のガイドライン作りを始める方針だ。

インプラント治療は、入れ歯よりも自分の歯のように強くかめる半面、治療を巡るトラブルがあとを絶たない。日本歯科医学会は3月、全国の歯科医師会を通じて歯科診療所の医師1000人に調査票を送り、423人から回答を得た。

その結果、この治療に取り組む289人のうち、60.8%が治療による何らかのトラブルを経験していた。具体的には▽人工歯の破損が67.5%▽インプラント周囲の炎症が55.4%—などだった。また、4人に1人が「神経のまひ」や「異常出血」などの重い医療トラブルを経験していた。手術を手術室でするかや治療前の検査内容にばらつきがあることも分かった。

インプラント治療はほとんどが自由診療でこれまで治療のガイドラインがなかった。調査を担当した栗原英見広島大教授は「他の歯科診療所の取り組みを知る機会を設けるなど、ガイドラインが守られるための仕組みも作りたい」と話している。【斎藤広子】

保険・医療対策部

知っておきたい税情報

環境性能に優れる新車の購入を促進し環境対策に貢献するとともに、国内市場活性化を図ることを目的として「新エコカー補助金」制度が実施され、平成 24 年 4 月 2 日から申請受付がスタートしています。現在多くの申請がされているようで、今年の夏には予算額を超え募集は終了するのではないかとされています。

今回の「エコカー補助金」がどのようなものか検証してみたいと思います。車両の買換えを考えている方は検討をはいかがでしょうか。

元・本会顧問税理士 竹本 利郎

新エコカー補助金

1 新エコカー補助金の内容

エコカー補助金は、燃費基準などの一定の要件を満たす車両を新規購入した者に対して、国から交付されるもので、22 年 9 月まで実施されていたエコカー補助金が終了し、今回新たなエコカー補助金と復活しました。前回のエコカー補助金の内容とおおむね同様で、交付される補助金の額は、普通乗用車が 10 万円、軽自動車 が 7 万円、トラック・バスは 20 万円～90 万円です。

申請は、平成 25 年 2 月 28 日までとなっていますが、それまでに申請総額が予算額(3000 億円)を超過する場合には申請締切前であっても募集が終了します。

2 新エコカー補助金の活用

① 法人の場合

法人が対象車を新規購入した場合もエコカー補助金の交付を受けられる。税務上、エコカー補助金は国庫補助金等に当たり、その金額の範囲内で圧縮記帳を行い課税の繰り延べが認められている。例えば、取得価額 300 万円の対象車を購入し、エコカー補助金 10 万円を交付されたとする。補助金も収益であるため課税されてしまうことになるが、圧縮記帳を行い、圧縮損 10 万円を計上することで、一時的に補助金分

の税額は払わなくてよいこととなります。ただし、車両の減価償却を行う際には、取得価額 300 万円からエコカー補助金 10 万円を控除した圧縮記帳後の 290 万円を基礎に償却費を計算し、圧縮記帳した分、毎年の償却費が減少し、課税所得が増えることとなります。結局、後の減価償却により圧縮記帳で控除した額を取り戻すこととなりますが、圧縮記帳を行うことで、車両を購入し、補助金が交付された年度に限り、税負担を軽減することになるわけです。

② 個人の場合

個人事業者が国庫補助金等交付を受けた場合は、その金額は収入金額に算入されないことになっています。減価償却を行う際には、購入時の取得金額から収入金額に算入されていない補助金を控除した金額を基礎に毎年の償却費を計算していくこととなります。(所得税法 42、所施行令 90)

3 その他の注意事項

ちなみに、電気自動車とプラグインハイブリット車であればグリーン投資減税制度の併用も可能です。併用する場合は、取得価額から補助金を控除した金額を基礎に特別償却や税額控除の金額を算出することとなります。

情報調査部

ハイパーリンク設定されていますが、時すでに遅し、期限切れのリンクは見ることができないのでご容赦を

医療機関の損税問題への対応、検討開始—厚労省・分科会が初会合

Yahoo! ニュース <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120620-00000006-cbn-soci>

厚生労働省は20日、診療報酬調査専門組織の「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の初会合を開き、2014年4月の消費税率引き上げに向け、診療報酬の非課税措置によって生じる医療機関の損税問題の対応の検討に入った。同省では今後、消費税課税の実態調査を行う方針で、その結果を踏まえ、12年度後半に中間整理を取りまとめた後、13年度中に8%引き上げ時の対応を決定する見通しだ。

現在、診療報酬は消費税の課税が認められていないが、医薬品や医療機器などの仕入れ費用は課税対象となっているため、その分の税金が医療機関などの「損税」となっている。国は消費税が導入された1989年と、5%に引き上げた97年に診療報酬改定を行い、損税分を上乗せしたと主張しているが、2000年から診療報酬のマイナス改定が10年間続いたことから、病院団体などは「補てん分が不明確だ」と反発している。

同分科会の開催は、「医療機関等の消費税の負担について、厚労省において定期的に検証する場を設ける」とする**社会保障・税一体改革大綱**を踏まえたもの。中央社会保険医療協議会や医薬品・材料の関係団体などに所属する18人の委員で構成されている。

初会合で厚労省は、「消費税率の引き上げに当たり、医療機関等の行う高額な投資に係る消費税の負担に関する措置をはじめとする所要の措置等について検討を行う」と説明。検討内容として、▽消費税導入時や診療報酬改定時の対応や経過の検証▽医療機関などの消費税課税等の現状把握▽消費税率引き上げに対する診療報酬制度等における対応—の3項目を示した。

また、今後の消費税課税の実態調査については、調査専門チームで具体的な内容を検討するとする一方、高額投資の消費

税負担に関しては、一体改革大綱で「新たに一定の基準に該当するものに対し区分して手当てを行うことを検討する」と明記されていることから、社会保障審議会の医療保険部会での検討も視野に入れるとした。

非課税措置の「矛盾点」の指摘相次ぐ
委員からは、非課税措置によって生じる損税分を診療報酬で補てんした「矛盾点」を指摘する意見が相次いだ。

今村聡委員（日本医師会副会長）は、「患者さんに税の負担をさせないために非課税となっているが、診療報酬の中で負担するということは、結局その分を患者さんは負担している」と発言。現状では診療報酬への上乗せ分が不明確として、非課税措置に関する患者の現状認識も合わせて調査するよう求めた。

また、**白川修二委員**（健康保険組合連合会専務理事）も、「ある意味で、国民をだましているのではないかと言いたくなるような仕組みだ」と同調し、今回の消費税率引き上げ以降の将来的な在り方についても、同分科会で提言する必要性を示した。

一方、**西澤寛俊委員**（全日本病院協会会長）は、「根底から見直す時期に来ている」と述べ、過去の診療報酬改定時の検証と、消費税課税に関する現状把握を優先的に行うよう要望。**堀憲郎委員**（日本歯科医師会常務理事）は、「はっきりと補てんの部分が分かるように、例えば、基本診療料に、加算として一括して補てんするような対応が望ましいのではないかと」と指摘した。

非課税要求、日医が“反省の弁”

診療報酬の非課税措置をめぐるっては、消費税導入時に日医の要求によって実現した経緯がある。この日の会合で今村委員は、「ゼロ税率と非課税の違いもよく分からない中で、患者さんの医療に税の負担をさ

せないということに強く配慮して、そのように主張したと理解している」との認識を示した。その上で、「(一時的にとりつこう)弥縫策のような形で進めることは本当に良く

ないのではないかと考えているので、真摯に議論させていただければと、反省を含めて申し上げたい」と述べた。

厚生労働省において「医療機関における消費税負担に関する分科会」が開催

医療経済出版 <http://www.ikeipress.jp/archives/4046>

6月20日、厚生労働省において、中央社会保険医療協議会の「医療機関等における消費税負担に関する分科会」が開催された。歯科では、診療側委員として日本歯科医師会の堀憲郎常務理事が出席している。

当日の資料では、検討項目と今後のスケジュールが示されている。検討項目は、1)過去の消費税導入・改定時の対応・経過の検証、2)医療機関等における消費税課税等の状況把握、3)消費税引上げに対する診療報酬制度等における対応、とされている。スケジュールは、平成24年度後半に議論の中間整理、平成25年度に8%引上げ時の対応とりまとめ、平成26年度以降に10%引上げ時の対応の検討となっている。

国会の状況は混沌としているが、野党との修正協議の合意により消費増税法案については成立の見込みが高まっている。医療機関においては、「**控除対象外消費税等負担**」の問題がかねてより指摘されており、平成26年4月に予定される8%への引上げ時に間に合うように検討が進められるものと思われる。

日本経済新聞 中医協、医療機関の負担軽減を議論 消費増税対応で
http://www.nikkei.com/article/DGXNASFS2002H_Q2A620C1EE8000/

厚生労働相の諮問機関である中央社会保険医療協議会の分科会は20日、消費増税を実施した際に医療機関の負担をどのように軽減するかを議論を始めた。医療機関の診療は非課税だが、医療材料の購入や病院の建て替え時には消費税がかかる。医療機関の負担が膨らまないように、診療報酬でどう反映するかを検討する。

来年度半ばをメドに中間対策をまとめる。10%引き上げ時の対応策は14年度中にまとめる。

厚生労働省 中医協:医療機関等における消費税負担に関する分科会議事次第
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002b4uw.html>

社会保険診療に関する消費税の取扱い等について
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002b4uw-att/2r9852000002b4yo.pdf>

検討項目及びスケジュールについて
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002b4uw-att/2r9852000002d8p0.pdf>

資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200002b4uw-att/2r9852000002db8h.pdf>

>>>>>

たかが消費税といえど、平成22年の仕入金額が平均で約677万円、外注技工料が約284万円(ともに広島県歯科医師会青申会調査結果より)に対し、かかる消費税(5%)が現時点で $(677+284) \times 0.05 =$ 約48万円となります。

これが増税となって8%なら約77万円、さらに10%となると約96万円となってしまいます。100万円近くの税金をなぜ医療機関がすべて負担しなければならないのでしょうか。

そしてそれが 保険点数に上乗せされるようになれば それこそ国民がその負担を負うことになっていきます。これって 仕方のないことでしょうか??

小宮山氏、後期高齢者医療法案見送りを明言―「国民会議で議論」

Yahoo! ニュース <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20120619-00000000-cbn-soci>

小宮山洋子厚生労働相は19日の閣議後の記者会見で、後期高齢者医療制度を廃止する法案の今通常国会への提出を見送り、自民党が提案している「社会保障制度改革国民会議」での議論に委ねることを明らかにした。「今国会への提出は見送られるということでしょうか」との質問に、「国民会議の方で、中長期的に検討するということだと思う」と答えた。

後期高齢者医療制度の廃止は、2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に盛り込まれていたもの。野党側は廃止方針の撤回を求めており、一体改革をめぐる民主、自民、公明の3党協議で焦点になっていた。

>>>>>

民主党、自由民主党、公明党の3党が、社会保障・税一体改革について合意しました。これで、一体改革実現に向けて目鼻がついたと言えることでしょう。

しかし、最低保障年金の導入や、後期高齢者医療制度見直しなど、いわば「社会保障の最大の課題」は先送りという結果になりました。「これで果たして『一体改革』と呼べるのか？」と厳しい指摘をする識者も少なくありません。年金制度では、民主党が提唱する「税財源を主体とする最低保障年金」を創設するか否かで、将来の消費税率が大きく影響を受けます。

ええっ!! そうだったの!?! でも ホントにそうなの??

わずかな超高額レセが医療費の大部分を消費する実態浮き彫りに...

厚生労働省は6月15日に、平成22年度の医療給付実態調査報告を発表した。この調査は、レセプトに基づいて、受診や疾病等の状況を年齢別、疾病分類別などの切り口から分析したもの。平成20年度から全医療保険の全レセプトが対象となっている。

まず年齢階級別の1人当たり医療費を見てみると、総計では15万5388円となるが、

- (1) 0~4歳の乳幼児で22万7887円
- (2) 10代~40代前半では6~10万円前後
- (3) 50代以降は年齢を追うごとに医療費が高くなり、70代では56万6564円となっている。

これをグラフにすると、若人を底とするすり鉢状になる。ただし、医療保険制度別に見ると、協会けんぽ、組合健保、共済組合では類似のカーブを描くが、市町村国保では30代~60代の広い年齢層で他の医療保険よりも高い数値を示している。「市町村国保で医療費が高い」原因を探してみると、入院外(外来)では市町村国保も他の医療保険と類似の医療費を示すが、入院で医療費が高いことが分かる。

さらに、入院医療費の内容(疾病分類別)を協会けんぽ、健保組合、市町村国保で比較してみると、市町村国保では「精神及び行動の障害」「神経系の疾患」の入院医療費が他制度に比べて際立って多いことがわかる。この傾向は、前回(平成21年度)調査でも同様であり、医療費適正化対策を立てる際の足がかりとなろう。また点数階級別に見てみると、入院では3万点以上、入院外では1000点以上のレセプトが相当の割合を占めていることがわかる。

入院レセのうち3万点以上のものが占める件数の割合を制度別に見ると、協会けんぽ47.9%、健保組合45.1%、共済組合45.8%、国保(市町村国保と国保組合)63.2%、後期高齢者66.3%となっている。一方で、3万点以上の入院レセが占める点数の割合を見ると、各制度とも8割以上(83.2%~88.6%)となっている。さらに、20万点以上の超高額レセに限定すると、件数割合は1~2%にとどまるが、点数割合では6.6~14.8%に跳ね上がる。

ここから、依然として「少数の人が、非常に多くの医療費を消費している」実態がう

かがえる。

医療給付実態調査 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/iryoukyufu.html>

統計表一覧(表番号3の「調査結果の概要」のPDF 10ページ前後参照)

http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001039629&cycleCode=0&requestSender=estat

>>>>>

おどろきました。

人が死ぬ直前に受ける医療費は高くなるのは想像しやすいです。個人レベルで死亡時期を事前に予測し死亡直前の高騰になりがちな医療費を削減・抑制することは現実的にほとんど不可能に近いと言えます。

またこれから年々高齢化が進むために高齢者の絶対数は増加するばかり。

高齢者の「絶対数」が増加すれば、高齢者全員の「総医療費」はもちろん上昇。

絶対数の増加は「自然増」とも呼ばれ、

自然増を抑制するための政策的対応は現実的にはない。(間接的に死んでくださいといわれるようなもの。)

ただ自然増は年齢上昇に伴い右肩上がりではなく「寿命」「病死」でどこかの年齢(平均寿命前後)がピークになるでしょう。しかし高齢者の絶対数が大きいためにピーク値自体が大きくなると思います。有病者の余命がどれくらいかなんて 未来の話はどれも予測することは不可能です。

ゆえに 終末期医療の超高額レセプトが「悪」と考える前に、医療費高騰の「本質」は何か を考えることをしなければ 国の誘導で医療費削減の名のもとに 患者を病院でみることから 在宅でみることにシフトせざるを得なくなるのではないのでしょうか。

在宅が悪いこととは思いません。国が医療保険を考える上で 医療費削減ありきで 議論をスタートしていることに問題があるのではないのでしょうか。

診療報酬不正請求:柳川の歯科医、保険医取り消す /福岡

毎日jp <http://mainichi.jp/area/fukuoka/news/20120614ddlk40040355000c.html>

診療報酬を不正請求したとして、九州厚生局は13日、柳川市城隅町、「かばしま歯科医院」の保険医療機関指定と、梶島俊作歯科医師(46)の保険医登録を同日付で取り消したと発表した。判明した不正請求額は08~11年度で患者249人分計約232万円に上る。梶島医師は07年の医院開設当初から不正請求していたと認めており、厚生局はさかのぼって請求内容を精査する方針。

厚生局によると、不正内容は、入れ歯製作で使用する金属を、実際より高価で保険点数の高い合金を用いたように装う「振替請求」が大半。1点10円の保険請求で1件あたり200~400点を水増ししていた。他に実際にはやっていない架空の診療を付け増したり、自費診療分を保険診療したよう

に装って二重請求したケースもあった。不正な請求件数は少なくとも約460件に上るといふ。

10年9月に「金属の振替による不正請求をしている」との情報寄せられ調べていた。厚生局の聴取に対し、梶島医師は不正を認め、不正請求分全額を返還する意向を示したという。

保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について(平成24年6月13日付)

九州厚生局

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/houdou/documents/h24_0613_01.pdf

>>>>>

コバルトとパラのことですね。

広島大病院が加算額倍増 紹介状ない初診患者、9月から5250円に

中国新聞 <http://www.chugoku-np.co.jp/Health/An201206140138.html>

▽軽症の受診抑制

広島大病院(広島市南区)は9月から、紹介状を持っていない患者の初診料に加算する金額を現行の2倍の5250円に引き上げる。加算額は県内の医療機関で最も高い水準。軽症患者の受診を抑え、医師の負担を軽減し、より専門的な高度医療に集中できる環境づくりを進める。

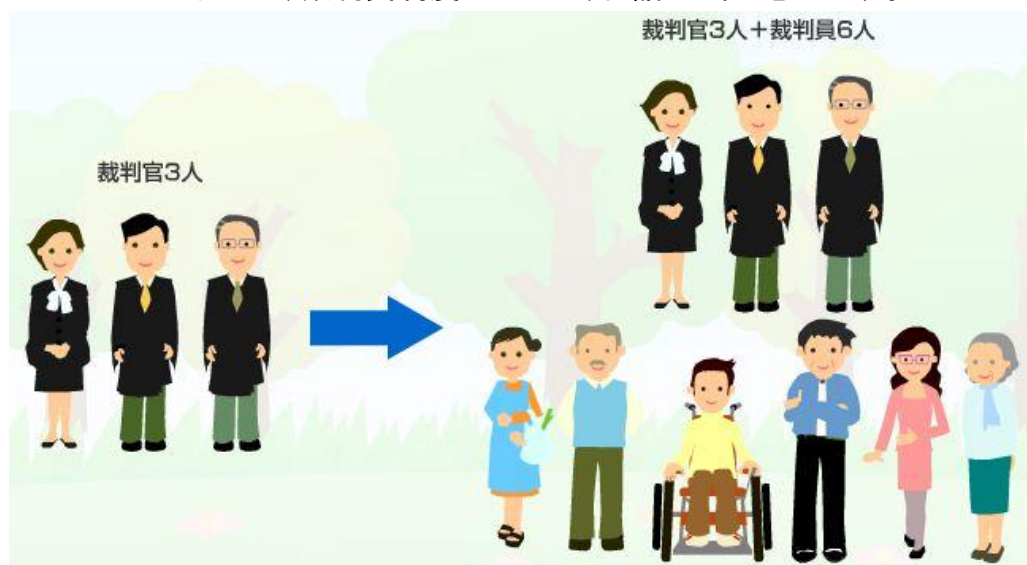
3割負担の患者の場合、初診料と加算額で合計6060円が必要になる。加算額は2000年の改定以降、2625円だった。主に紹介状のない患者と、前回受診から3カ月以上経過している患者に加算する。生活保護受給者、被爆者健康手帳などの所有者、

救急搬送や重症の患者は対象外となる。同病院によると、昨年度の外来患者は延べ43万9700人。初診患者2万1704人のうち、4043人(約19%)に加算した。かねてから軽症患者の受診のあおりで、より高度な治療が必要な患者の待ち時間が延びていた。同病院は、軽症患者は地域の開業医に任せ、高度医療に専念する役割分担を進めるため、加算額の引き上げに踏み切る。同額を徴収しているのは、呉市の中国労災病院、国立病院機構呉医療センター、呉共済病院の3病院。県内の他の基幹病院は1570~3150円となっている。

コーヒーブレイク

明日は我が身? 裁判員制度について

国民の義務として、裁判員制度が始まって、はや3年が経ちました。まだご経験のない先生方がほとんどでしょうが、いつ裁判員として要請がかかるかはわかりません。そこで、今回のコーヒーブレイクでは、裁判員制度について、お話ししたいと思います。



国民の中から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加します

平成21年5月21日にスタートした「裁判員制度」。国民の中から選ばれた6人の裁

判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官と協力して、被告人が有罪か無罪か、また、有罪の場合はどのような刑にするのかを決める制度です。裁判員裁判の対象となる事

件は、殺人や強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身の代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死、覚せい剤取締法違反など、一定の重大犯罪に関わるもので、地方裁判所で行われる刑事事件です。制度施行から平成 23 年 3 月末までに、全国で 1,949 件の裁判員裁判が実施されており、裁判員として裁判に参加した方は 11,889 人に上っています。裁判員裁判で判決を受けた被告人の数は 2,060 人で、そのうち 2,055 人が有罪判決となっています。また、量刑では 7 年以下の有期懲役が最も多くなっていますが、殺人や強盗致死等では、死刑や無期懲役という厳しい量刑が下されたケースもあります。

裁判員に選ばれるまでの流れ

裁判員は衆議院選挙の選挙権を持つ人の中から選ばれますが、いきなり裁判員として裁判所に呼び出されるわけではありません。裁判員に選ばれるまでの流れを以下で解説します。

(1) 裁判員候補者名簿を作ります。

毎年秋ごろ、地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

(2) 候補者へ調査票とともに通知します

11 月ごろ、地方裁判所から、翌年の裁判員候補者名簿に登録されたことをお知らせする通知が、本人に送付されます。あわせて、裁判員になることができない理由や辞退事由があるかどうかを確認するための調査票が同封されます。裁判員になることができない方、1 年を通じて辞退事由が認められる方は、地方裁判所から呼ばれることはありません。

(3) 事件ごとに名簿の中から、くじで候補者が選ばれます。

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。1 事件あたりの裁判員候補者は、裁判

の日数が 3 日以内の事件の場合 50 人程度と想定されています。

(4) 選任手続き期日のお知らせと質問票が送られます

くじで選ばれた裁判員候補者には、原則として裁判の 6 週間前までに、選任手続き期日のお知らせ(呼出状)と質問票が送られます。この質問票であらためて辞退の希望の有無が確認され、辞退が認められた場合には、呼び出しが取り消されますので、裁判所に行く必要はありません。

(5) 裁判所で選任手続きが行われます

質問票で辞退を希望しなかったり、質問票の記載内容では辞退が認められなかった候補者は、選任手続き期の当日、刑事裁判が行われる地方裁判所に出向き、裁判長から、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問を受けます。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。

(6) 裁判員を決定します

選任手続により、裁判員になれない人や辞退が認められた人は、候補者から除外されます。また、検察官や弁護人の請求により、裁判員から外れることもあります。最終的に名簿に残った人の中から、くじで裁判員 6 人が決定されます。

裁判員の仕事

裁判員に選ばれた人は、裁判の中で、大きく分けて次の三つの仕事を行います。

(1) 審理に立ち会う

裁判員は、裁判官とともに公開の法廷において、刑事事件の審理に立ち会い、証拠として提出された凶器や書類などを取り調べます。検察官、弁護人、証人、被告人の話をよく聞き、証拠品をしっかりと調べることが大切です。また、証人や被告人に対する質問が行われ、裁判員も質問することができます。

(2) 評議をして、判決を決める

法廷における審理が終わると、6人の裁判員と3人の裁判官は、評議室に入り、非公開での評議(議論)を行います。評議では、法廷における証拠調べなどの結果をもとに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを議論し、判決を決めます。ここでは、様々な視点を持つ裁判員と裁判官がそれぞれの意見を互いに述べます。ま

た、全員一致で判決を出すことができなかった場合は、多数決で判決を決めることになります。

(3) 判決の宣告に立ち会う

評議の結果に基づき、裁判官が判決書の下書きを作成し、法廷で判決が宣告されます。6人の裁判員も、判決の宣告に立ち会います。判決の宣告への立ち会いをもって、裁判員の仕事は終了します。



裁判員に選ばれる確率は、一生のうちだと120人に1人

それでは、裁判員に選ばれる確率は、一体どのくらいなのでしょう。地域によっても若干異なりますが、一般的には、1年間で、裁判員候補者になる確率が500人に1人、一生のうちだと10人に1人、1年間で、裁判員になる確率は、6000人に1人、一生のうちだと120人に1人くらいだと言われています。国民のあらたな義務ともいえる裁判員制度ですが、実際に裁判員になる確率というのは、意外に低いという印象を受けます。

裁判員には、日当が出ます

裁判員や裁判員候補者になって裁判所に出かけても、報酬は支払われません。そ

の代わりに、日当が支払われます。選任手続や審理・評議などの時間に応じて、裁判員候補者・選任予定裁判員については、1日当たり8000円以内、裁判員・補充裁判員については、1日当たり1万円以内で決定されます。例えば、裁判員候補者になった人の選任手続が午前中だけで終わり、かつ結局裁判員に選任されなかった場合、午前だけで終了しているので1日当たり最高額の半額程度、つまり4000円程度が支払われることになります。

裁判員の要請があり、裁判員に選ばれた場合、日当で最大1万円となります。日当についてはさておき、被告人の運命を決める可能性のある裁判員。選ばれた場合は、心して取り組まないといけなそうですね

広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHzサイマルラジオスタート
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FMちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記FMちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

6月26日収録、7月9日放送分

広島市歯科医師会 谷巖範 「乳歯は永久歯のナビゲーター」

乳歯は全部で20本、6歳から12歳ごろまでに永久歯へと生え変わります。生え変わりがうまくできないと、永久歯の歯並びや将来の健康に大きな影響が出ます。乳歯には「食べ物をかむ」という役割だけでなく、「永久歯が正しく生えるためのナビゲーター」という役割もあるのです。

6月26日収録、7月16日放送分

広島市歯科医師会 花岡宏（広島矯正歯科医会） 「7月22日矯正歯科無料相談会」

矯正歯科無料相談会を7月22日（日）午前10時より午後1時まで中区大手町の広島市中区地域福祉センターに於いて開催します。歯並び・かみ合わせの異常などについて矯正専門医が個別にご相談にお答えします。

6月26日収録 7月23日放送分

広島市歯科医師会 森本慎樹 「早寝・早起き・朝ごはんそして食後の歯みがき」

今回は早寝・早起き・朝ごはんそして食後の歯みがきというテーマで子供の生活習慣の話をしたと思います。最近の子供たち

をみると「よく体を動かし、よく食べ、よく寝る」という当たり前の生活習慣が乱れてしまっている気がします。こうした基本的な生活習慣の乱れが、学習意欲や体力・気力の低下の原因のひとつとして考えられています。

6月26日収録 7月30日放送分

広島市歯科医師会 有馬隆 「永久歯がはえてくると」

6歳頃になると永久歯が生えはじめます。乳歯から永久歯への生え替わりの時期は、健康的な口腔の育成ために大切な時期です。「むし歯予防」、「歯並び」、「食生活」の3つのポイントについて、この時期ならではの注意点を解説します。

6月26日収録 8月6日放送分

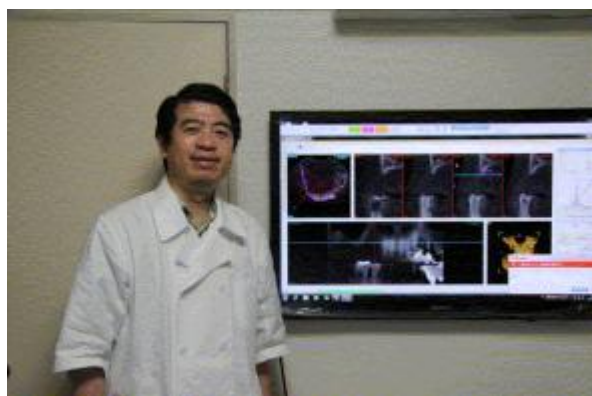
広島市歯科医師会 上田裕次 「食育について」

最近の子供たちは噛み応えのある食べ物を嫌い、冷凍・加工食品やファーストフードに代表されるやわらかい食べ物を好むようになってきており、このため、あごやその周りの骨や筋肉の発達が不十分のため、噛まない、噛めない、飲み込めない子供たちが増えています。そこで今回は、噛むための食事についてお話します。

会員ひろば

スタディーグループ「広島あすなろ会」

中区支部 山田庸二



●発足の経緯

「広島あすなろ会」の発足は平成10年頃、当時の市歯会広報部員や親しい先生方を中心に内輪の臨床発表会を行ったことがきっかけでスタートしました。ほどなく会員発表だけでは間がもたなくなり、次第に知り合いの先生、同級生、先輩・後輩に講師をお願いして、普段聞く事の出来ない興味深い話をして頂き、講演会の後、懇親会を開催して、講師を囲んで歓談をするという現在の形に定着してきました。正式に会として発足した時、私が一番年長者であったので初代の会長に就任しました。現在の役員は別掲で示します。

広島あすなろ会の名付け親は専務の平岡弘光先生です。あすなろとはヒノキ科アスナロ属の常緑針葉樹でヒノキに次ぐ良木とされています。ヒノキに似ていますが、鞠果の構造がやや異なることから別属とされています。名称の由来は「あす(はヒノキに)なる(う)」が縮まって「あすなろ」と言われており、向上心を表す代名詞として広く使われています。実は平岡先生が昔「あすなろ学習塾」に通っている頃、大変良い思い出がたくさんあったようで、是非この名称を使いたいと言う事で「広島あすなろ会」となりました。

●活動・会費

本会は年間4回の定例会を開催しており、県内外の臨床経験が豊富な先生方を講師にお招きして講演会を開催しております。講師の先生はメジャーではないのですが、各分野で活躍されている隠れた逸材の先生方であり、その分、普段聞けない様な話で大変有用な講演をして頂いております。

定例会は通常土曜日の午後6時から2～3時間講演会を行い、その後講師を囲んで懇親会を開催し、学術的な質疑応答、最新情報、趣味の話など情報交換の場、会員との親睦の場となっております。講師の都合が付けば、二次会、三次会と進み直接話も出来るので、大変有意義です。

本会は比較的若ての先生が多く、出身大学もばらばらで、とてもバラエティーに富んだメンバーで構成されています。会員の対象を限定したり、何かと厳格なスタディーグループではありません。コ・デンタルスタッフも含めて誰でも何時でも興味のある例会に気軽に参加して頂けます。

会費は年会費はなく、当日会費として現在4,000円、コ・デンタルスタッフ1,000円、懇親会費は参加希望者のみ5,000円頂いております。通信費・会場費は協賛各社にご協力を頂きながら運営をしており、出来る限り先生方に負担を掛けないよう心がけております。

●2011年の活動状況

第1回

演題 「歯科経営を考える」

講師 なかむら歯科クリニック

院長 中村幸生 (福山市開業)

チーフ 猪岡由香理

第2回

演題 「世界から学ぶ、歯科の方向性。日本の歯科医療の進むべき道は？」

講師 ナカイデンタルオフィス
医院長 中井大介
(大阪府岸和田市開業)

第3回

演題 「認知症の口を支える基礎知識」

講師 東京都健康長寿医療センター
研究所 専門副部長 平野浩彦

第4回

演題 「歯科患者学」から考える難症例への対応 —特に顎関節症を中心に—

講師 医療法人社団グリーンデンタルクリニック理事長 島田淳
(東京都開業)



東京都健康長寿医療センター研究所
専門副部長 平野浩彦を紹介



島田淳先生(東京都開業)と懇親会

中村先生には経営コンサルタントのサポートを受け、チーム医療をしっかりと構築し、業績をどんどん伸ばしている医院の手法についてお話をして頂きました。工夫しながら成功した実践事例についてご教示頂きました。

中井先生には韓国Ye歯科に短期留学し、医療サービスの手法を学び、対話を重視したカウンセリングシステムを導入して業績を上げているお話を伺いました。海外の香港を拠点に診療もされており、日本の企業がどんどん海外に進出している昨今、これからは日本の歯科医師も追隨してどんどん海外に出て診療を行っていくと思われま

す。
中村、中井両先生は30代の若さで歯科医院経営に着目し、経営コンサルタントの指導や成功している歯科医院の経営手法を真似ながら、様々な取り組みを実践されて医院も成長を続けています。これからは「歯科医院経営学」をしっかり学ぶ必要性を認識しました。

平野先生には認知症についてご教示を頂き、認知症について理解を深める事が出来ました。これからの高齢化社会では、かかりつけ歯科医として認知症患者さんの治療は避けて通ることは出来ないのも、大変有用な講演でした。

島田先生は疾患を診ることも大事であるが、患者自体を中心に疾患を診ていかないと問題が解決しないと痛感し、「歯科患者学」という新しい概念が必要であると強調されています。「歯科患者学」の立場から症例を通して、難症例に対する考え方、対応の仕方についてご教示頂きました。

日進月歩を続ける歯科医療はインプラント、CAD/CAM、マイクロ、再生医療などが発展し目を見張るものがあります。新しい分野に目が向くのは当然なのですが、一方、少子高齢化、長引く不況、震災・原発問題など複雑な社会環境の中で生活する現代人はストレスにさらされており、社会情勢を考慮しながら現実社会に目を向けた診療

に取り組む姿勢を平野・島田両先生に学びました。

●私と「広島あすなろ会」

私は現在56歳で、大学を卒業して32年、開業27年の中年歯科医師です。還暦も近づいてきて、体力の衰えを感じております。一般企業では退職がちらつく年齢で、高校の同級生は出向したり、退職後の第二の人生を考えています。大学の同級生はほとんどが開業医として診療に励んでいます。中には廃業してお金に困らず優雅に暮らす人もいますし、跡取りがないため何時廃業しようかと考えている人もいます。私はというと健康ならば70歳まで今の様なスタンスで診療を頑張りたいという気持ちを持っています。

「仕事に対するモチベーションをどのように保っているのか？」と聞かれた事があります。迷わず「広島あすなろ会」の存在が大きいと答えました。

厳しい歯科界において、工夫と前向きな努力を怠らないで研鑽を続ける講師の先生方の話を聞いて、「まだまだやらねば」という気持ちになるのです。

「広島あすなろ会」の若い先生方は年々難しくなっている国家試験に合格してきているので、基礎医学や臨床についての知識は豊富ですし、カリキュラムも整い研修医制度もあるので私達の頃より随分洗練されてきています。しっかりと現実を見つめ、その中でいかに生き残っていくか切磋

琢磨している姿を身近に感じ、歯科医療に対する熱意とパワーなど良い刺激をもらっています。また、ITに弱い私はいろいろアドバイスをもらって助けて頂いています。

「広島あすなろ会」は「聞いて学んで、きっかけを作り、興味ある事を自己研鑽し、レベルアップしながら良質な歯科医療の出来る歯科医師を目指して邁進して行こう」というコンセプトで活動しております。きっかけ作り、モチベーションを持ち続ける場として本会を利用して頂ければ幸いに思います。

●入会

都合が付く時、興味ある例会でかまいません。いつでも気軽に参加して下さい。

入会希望者は平岡先生までご連絡下さい。

〒732-0052

広島市東区光町 2-5-3 第11 平勝ビル 201

平岡歯科医院

TEL 082-263-1100 / FAX 082-263-1573

<http://homepage1.nifty.com/koskos/asunaro/>

役員一覧

会 長 山田庸二

副会長 大出和宏

専 務 平岡弘光

理 事 高橋秀樹・山村剛・木村太言

山崎和広・荒槇信雄・原田美彦

久保康治

6月定例理事会報告

平成24年6月27日(水)

部外報告

- 5月26日 協同組合総代会
" 広島大学大学院医歯薬保健学
研究科・医歯薬保健学研究院設置
記念講演会他
5月29日 広島県歯科衛生連絡協議会理事会
" 広島市連合地区地域保健対策協
議会理事会
6月18日 NPO 法人あなたが救う・救命救急
広島 平成24年度理事会総会
6月16日 国保診療報酬審査委員会再審査
部会
6月17-21日 国保診療報酬審査委員会

(連盟関係)

- 6月14日 ゆざき知事を囲む県政懇談勉強会

総務関係(山本専務)

- 5月25日 第28回おくちの健康展 第2回代
表者会議
" 合同総研決算書説明会
5月26日 第45回十三大市歯科医師会役員
連絡協議会専務理事会議
5月28日 第2回学校歯科保健のあり方検討
委員会
5月29日 第8回会館建設対応検討特別委
員会
5月30日 合同総研との協議
6月3日 第28回おくちの健康展
6月4日 臨時理事会・第82回(臨時)評議
員会
6月5日 広島市歯科医師会保険講習会
6月11日 三役会
6月12日 合同総研(事務局)
6月13日 合同総研(事務局)
" おくちの健康展反省会
6月15日 合同総研との協議
6月16日 臨時理事会・第104回臨時総会
6月18日 第7回ホームページ運営委員会
6月19日 合同総研との協議
6月20日 第2回支部長・副支部長会
6月23日 B型肝炎抗原抗体検査
6月25日 第3回学校歯科保健のあり方検討
委員会
6月26日 三役会
6月27日 定例理事会

(慶弔関係)

- 6月9日 故碓井静照元広島県医師会会長
お別れの会

(1)公衆衛生部

- 5月25日 第28回おくちの健康展 第2回代
表者会議
5月26日 第45回十三大市歯科医師会役員
連絡協議会専務理事会議
6月2日 おくちの健康展前日準備
6月3日 第28回おくちの健康展
6月4日 臨時理事会・第82回(臨時)評議
員会
6月5日 広島市歯科医師会保険講習会
6月13日 おくちの健康展反省会
6月16日 臨時理事会・第104回臨時総会

<高齢者歯科保健>(荒谷理事)

- 5月24日 社会福祉法人 福祉広医会理事
会並びに評議員会
" (県)「認知症患者の口腔ケアに係る歯
科衛生士養成講座事業」第2回委
員会
5月26日 広島大学大学院医歯薬保健学研
究科・医歯薬保健学研究院設置
記念祝賀会
5月30日 休日歯科救急医療保険請求事務
" (県)事業所における歯科保健の取
組状況調査事業 第2回ワーキン
グ会議
6月12日 入会後面談
6月18日 社会福祉法人 福祉広医会 連絡会
6月21日 入会前面談
6月27日 休日歯科救急医療保険請求事務
5月31、6月21-25日 社保診療報酬審査会

<一般歯科保健>(三戸理事)

- 5月28日 周術期口腔機能管理ワーキング
グループ会議
5月29日 第8回会館建設対応検討特別委
員会
5月30日 (県)事業所における歯科保健の取
組状況調査事業 第2回ワーキン
グ会議
6月8日 平成24年度広島県歯科衛生連絡
協議会 第1回地域歯科保健委員会
6月18日 NPO 法人あなたが救う・救命救急
広島 平成24年度理事会総会

6月21日 三篠公民館事業「ときめき青春大学」での講演

5月24、25、28、6月7、11日
広島市歯科医療福祉対策協議会対応

<学校歯科保健>(上田理事)

5月28日 第2回学校歯科保健のあり方検討委員会

6月6日 第1回広島市食育推進会議

6月8日 (県)第1回公衆衛生チーフ会議

6月18日 第7回ホームページ運営委員会

6月20日 段原地域包括支援センター介護予防教室

6月25日 第3回学校歯科保健のあり方検討委員会

6月26日 FMちゅーピー収録

(2)学術部(本山理事)

5月26日 (県)第1回学術講演会

5月27日 九州デンタルショー

5月29日 Hiroshima Study 実行委員会

6月3日 第28回おくちの健康展

6月4日 臨時理事会・第82回(臨時)評議員会

6月5日 広島市歯科医師会保険講習会
" 災害時医療救護検討委員会(医師会)

6月8日 警察歯科委員会

6月9日 小委員会

6月11日 三役会

6月14日 広島大学 長尾法医学教授との打合わせ

6月15日 委員会

6月16日 臨時理事会・第104回臨時総会

6月19日 警察歯科委員会

6月20日 第2回支部長・副支部長会

6月23日 警察歯科会研修会

6月25日 警察歯科小委員会

6月26日 警察歯科小委員会

(3)保険・医療対策部(瓜生理事)

5月26日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会専務理事会議

5月30日 休日歯科救急医療保険請求事務

6月3日 第28回おくちの健康展

6月4日 臨時理事会・第82回(臨時)評議員会

6月5日 広島市歯科医師会保険講習会委員会

6月8日 苦情相談

6月14日 (県)保険部常任委員会

6月16日 臨時理事会・第104回臨時総会

6月17-21日 国保診療報酬審査委員会

6月18日 第7回ホームページ運営委員会

6月27日 休日歯科救急医療保険請求事務

(4)情報調査部(水内理事)

5月26日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会専務理事会議

6月3日 第28回おくちの健康展

6月4日 臨時理事会・第82回(臨時)評議員会

6月5日 広島市歯科医師会保険講習会

6月12日 委員会

6月16日 臨時理事会・第104回臨時総会

6月18日 第7回ホームページ運営委員会

6月2日 委員会

(5)広報部(木村理事)

5月26日 第45回十三大市歯科医師会役員連絡協議会専務理事会議

5月30日 マスコミ取材依頼

6月1日 委員会

6月3日 第28回おくちの健康展

6月4日 臨時理事会・第82回(臨時)評議員会

6月5日 広島市歯科医師会保険講習会
" 小委員会

6月10日 だより配信

6月16日 臨時理事会・第104回臨時総会

6月18日 第7回ホームページ運営委員会

6月26日 FMちゅーピー収録
(谷巖範・矯正歯科・森本慎樹・有馬隆・上田裕次)

FMちゅーピー

5月28日 「おくちの健康展」へどうぞ
三戸敦史(広島市)

6月4日 乳歯は永久歯への案内役
前島真紀子(広島市)

6月11日 フッ素は歯を守る強い味方
若林大輔(広島市)

6月18日 8020運動を知っていますか
香川次郎(広島市)

6月25日 むし菌にならないためには
波田佳範(広島市)

(6)学校歯科保健のあり方検討委員会

5月28日 第2回委員会

6月25日 第3回委員会

(7)特別委員会

5月29日 第8回会館建設対応検討特別委員会

6月8日 第7回ホームページ運営委員会

(8)救急蘇生委員会

(9)苦情相談(本山理事)

6月21日 相談 治療内容について
(50歳代女性)

4. 協議事項

(1)入会関係について

中区入会希望者について現状報告。南区入会希望者について新規報告。

(2)会費について

終身会員資格取得による会費額変更について承認

(3)広島市歯科医師会だよりについて

内容等について協議

(4)その他

一般社団法人移行申請後の対応について協議

5. その他

会員の皆様へ

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事木村太言までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hiroshima@dentalpark.net

広報部担当理事 木村太言 E-Mail: tagon@ms2.megaegg.ne.jp